

経営委員会規程（平成 31 年規程第 20 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 3 年 5 月 24 日改正
経営委員会

新	旧
<p>第 1 条～第 4 条 （略）</p> <p>（議事）</p> <p>第 5 条 経営委員会は、委員長が出席（<u>Web会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする</u>ことができるシステムをいう。以下同じ。）又は<u>電話回線の利用による会議への出席を含む</u>。以下同じ。）し、かつ、委員等の総数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>（経営委員会へのWeb会議システム等を利用した出席）</u></p> <p><u>第 5 条の 2 Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意思表示を出席者相互で行うことができる</u>ときは第 5 条第 1 項に規定する出席に含めるものとする。</p> <p><u>2 Web会議システム又は電話回線（以下「Web会議システム等」という。）の利用において、音声を継続的に送受信できなくなり、適時的確な意思表示を出席者相互で行うことができなくなった場合には、Web会議システム等を利用して会議に出席している委員等は音声を継続的に送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。</u></p>	<p>第 1 条～第 4 条 （略）</p> <p>（議事）</p> <p>第 5 条 経営委員会は、委員長が出席（<u>電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む</u>。以下同じ。）し、かつ、委員等の総数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</p> <p>2～4 （略）</p>

新	旧
<p><u>3 Web会議システム等による出席は、周りに人がいない環境で行うこととし、これによりがたいときは、Web会議システム等により会議に出席する委員等は、ヘッドホン、イヤホンを使用する等により、その映像及び音声を委員等以外の者に視聴させてはならない。</u></p> <p>第5条の<u>3</u> (略)</p> <p>第6条～第12条の2 (略)</p> <p>別表(第2条第1項第20号関係) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>第5条の<u>2</u> (略)</p> <p>第6条～第12条の2 (略)</p> <p>別表(第2条第1項第20号関係) (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

附 則 (令和3.5.24改正)

この改正は、令和3年5月24日から施行する。